

## 瀬戸内町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和5年2月21日(火) 10時から10時46分

2.開催場所 瀬戸内町役場4階委員会室

3.出席委員 (10人)

会長	11番	堯	文俊
会長職務代理者	8番	永井	利一
	1番	森	正三郎
	2番	田中	勝弘
	3番	碩	悟
	5番	岡野	正郎
	6番	元	克美
	7番	森山	和雄
	9番	川島	博
	10番	数原	菊美

4.欠席委員 (0人)

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第3号 非農地証明について

第4 議案第4号 農地法第3条の規定による許可について

第5 議案第5号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

第6 協議会

(1) 行事予定について

(2) その他

6.農業委員会事務局職員

局長	永井健一郎
次長	富田好仁
主事	堀江美彩
会計年度任用職員	嘉藤永子

7.会議の概要

事務局	<p>おはようございます。ちょっと定刻より早いですけど欠席者を含め全員揃ったみたいで、始めたいと思います。ただいまから第2回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。本日の委員の出席状況でございますが、出席委員は10名で定足数に達しており、本日の総会は成立していることを報告いたします。それでは開会にあたりまして会長よりご挨拶をお願いします。</p>
議長	<p><b>【挨拶】</b></p>
事務局	<p>ありがとうございました。それではこれより議事に入ります。瀬戸内町農業委員会会議規則第6条に基づきまして堯会長に議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは会を進めていきたいと思います。まず議案の審議に入ります前に議事録署名委員の指名をしたいと思います。1番森委員、2番田中委員指名いたします。異議ありませんね。</p> <p><b>【異議なし】</b>の声聞こえる</p> <p>会期は、本日1日限りいたします。</p> <p>日程3、議案第3号「非農地証明について」を議題いたします。調査員は碩委員と田中委員と私3名だったので、これは碩委員のほうから報告をお願いします。</p>
3番委員	<p>はい、みなさんおはようございます。議案第3号、非農地証明について。調査員は私と堯会長、田中委員、事務局のほうから富田さんで調査をやってきました。</p> <p>土地の表示</p> <p>①「瀬戸内町大字阿木名字湊2166番4」、田、79㎡ 合計1筆で79㎡です。</p> <p>願出人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>登記名義人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>非農地に至った理由並びに現在の管理状況でございます</p> <p>申請地は隣接地（2161番地5、登記は雑種地ではありますが実質上は宅地になっております）に組み込まれた利用形態である。本地はもともと雑種地状態になっていましたが、伊須集落へ回り込むため町が平成11年に取付道路として一部が用地買収された区域であるため、本地は当初から農地性は喪失しております。平成12年に自宅を2161番地5に新築した際に本地は自宅玄関口辺りになるのでありますが、同一敷地として利用されて現在に至っている。</p> <p>今では本地において農業することは不可能であり、これまでの経緯を踏まえて非農地証明を行うものであります。</p> <p>証明発行基準につきましては、瀬戸内町農業委員会非農地証明書交付事務処理要領第2条第1項第6号。これは住宅地としての敷地等を利用として建築後10年以上経過してるものであります。以上、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>調査・説明は終わりました。これから議案の審議に入ります。質疑ありませんか。<b>【質疑なし】</b>の声聞こえる</p> <p>質疑ないようですので、審議を終結いたします。それでは、議案第3号を採決いたします。議案第3号については、原案通り賛成の方は挙手を願います。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p> <p>挙手多数であります。したがって、議案第3号は原案通り決定されました。</p>

	<p>日程 4、議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可について」を議題といたします。調査員は永井委員と吉見推進委員となっておりますが、永井委員のほうから報告をお願いします。</p>
8 番委員	<p>8 番。議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可について」調査員は私と吉見推進委員、事務局から 1 人とあと久保さんが来てます。</p> <p>土地の表示</p> <p>①「瀬戸内町大字古志字仲田ノ壱 341 番 1」、畑、805 m<sup>2</sup></p> <p>②「瀬戸内町大字古志字仲田ノ壱 341 番 2」、畑、263 m<sup>2</sup></p> <p>③「瀬戸内町大字古志字大畑ノ壱 942 番 4」、畑、375 m<sup>2</sup></p> <p>④「瀬戸内町大字古志字大畑ノ壱 942 番 7」、畑、573 m<sup>2</sup> 合計 4 筆 2,016 m<sup>2</sup>です。</p> <p>譲渡人：大阪府八尾市〇丁目〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 理由は贈与です。</p> <p>譲受人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 理由は受贈です。</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは親戚にあたります。以上、お目通し願います。</p>
議長	<p>調査・説明は終わりました。これから議案の審議に入ります。質疑ありませんか。</p>
7 番委員	<p>ちょっといいですか？</p>
議長	<p>はい、森山委員。</p>
7 番委員	<p>審議する時にいつも思うんですけど、悩むんですけど、あの譲渡人との関係ですね。親戚ていうのをもうちょっと具体的に書けないのかなと思って。いつもここだけはどういう関係かなといつも思うんですけども。もうちょっと具体的に書けないんですかねと思います。</p>
事務局	<p>実際はどんなに？</p> <p>親戚としか聞いてないです。</p> <p>じゃどのような表現を書いたらいいんですかね。</p>
7 番委員	<p>親戚でみんな分かります？兄弟とか。例えば。</p>
事務局	<p>これ姓が違いますから兄弟ではないですよ。</p>
7 番委員	<p>はい。</p>
事務局	<p>次回からは「姉の子」とか、そういうような表現で出来たらですね、そのように表示したいと思います。</p>
7 番委員	<p>前々から思っていましたので。</p>
事務局	<p>すみません。よろしく願います。</p>
7 番委員	<p>だいたい、目通すポイントはその辺だと思うので。願います。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか？</p> <p>【質疑なし】の音が聞こえる</p> <p>質疑ないようですので、審議を終結いたします。それでは、議案第 4 号の採決いたします。議案第 4 号については、原案通り賛成の方は挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>挙手多数であります。したがって、議案第 4 号は原案通り決定されました。</p> <p>日程第 5、議案第 5 号、「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」を議題といたします。事務局のから説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは議案第 5 号、「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」を説明いたします。資料の 7 ページから 10 ページをご説明いたします。まず 7 ページをご覧ください。「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画利用設定について、公告日を令和 5 年 2 月 28 日を予定しております。内容につきましては、畑 5 件の 9 筆で貸し手 5 人、借り手 5 人、合計面積 11,390 m<sup>2</sup>となっております。内容の詳細につきましては、8 ページ・9 ページに計画総括表として記載しておりますので、後ほどご覧ください。それでは個々にご説明いたします。資料の 10 ページをご覧ください。</p> <p>整理番号 3、農地の所在地：大字勝浦字仕分 1112 番、現況地目：畑、667 m<sup>2</sup> 貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は果樹で生産拡大を図るものです。存続期間は 10 年間となっております。</p> <p>整理番号 4、農地の所在地：大字古志字仲田ノ壑 385 番 4、現況地目：畑、1,905 m<sup>2</sup>。大字古志字竹作 599 番 2、現況地目：畑、515 m<sup>2</sup>。合計 2 筆で 2,420 m<sup>2</sup>、貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は果樹で生産拡大を図るものです。存続期間は 5 年間となっております。</p> <p>整理番号 5、農地の所在地：大字勝浦字山下 590 番 1、現況地目：畑、58 m<sup>2</sup>、大字勝浦字山下 591 番、現況地目：畑、565 m<sup>2</sup>。大字勝浦字山下 592 番、現況地目：畑、919 m<sup>2</sup>。合計 1,542 m<sup>2</sup>、貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は牧草で生産拡大を図るものです。存続期間は 20 年間となっております。</p> <p>整理番号 6、農地の所在地：大字阿木名字嶺畑 1257 番 1、現況地目：畑、2,590 m<sup>2</sup>。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は果樹で生産拡大を図るものです。存続期間は 20 年間となっております。</p> <p>最後に整理番号 7、農地の所在地：大字古志字田和良 310 番 1、現況地目：畑、1,581 m<sup>2</sup>、大字古志字仲田ノ式 415 番 1、現況地目：畑、2,590 m<sup>2</sup>。合計 2 筆 4,171 m<sup>2</sup>。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は果樹で生産拡大を図るものです。存続期間は 20 年間となっております。以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各条件を満たしていると考えております。ご審議くださるようお願いします。</p>
議長	議案の説明は終わりました。これから議案の審議に入ります。質疑ありませんか？
5 番委員	はい、議長。
議長	はい、岡野委員
5 番委員	4 番の〇〇さんですけどね、新規で果樹って何を作られるんですかね。5 年間で言ったら更新していくのでしたら分かるんですけど。新規で 5 年間で言ったら収穫するまでたんかんだったら返せっていう状況ですよ。20 年間でしたら分かるんですけど。何の果樹ですかね。
8 番委員	はい、議長。
議長	はい、永井委員。
8 番委員	8 番永井です。本人はですね、借りるほうは名瀬に住んで、古志が実家なんですよ。じいちゃんのほうから土地を借りて、植えるということです。以上です。
5 番委員	何を植えるか？

8番委員	タンカンを植えるそうです。
5番委員	兄弟ですか？
8番委員	おじいさんになります。
5番委員	おじいさん。おじいさんから孫が借りるということですか？
8番委員	そうです。
5番委員	諸鈍でそういう事例があって、5年間借りたら10年間借りたということがありましたので。借りる人が70歳前？
8番委員	そうです。
議長	他に質疑ありませんか？はい、森山委員。
7番委員	事務局の方がですね、加勢してもらって土地を借り借りに農業委員会の捺印をもらってくださいと、という意向は前回改善されたようになりまして、私の玄関で印鑑を押して、そして土地を借りるという段取りができました。非常に農業委員会も委員の存在ができたなという感覚を持ちました。ありがとうございます。今の説明、分かりましたか？農業委員が知らない間に土地の借り借りをされていて、こっち来て初めて分かったという状況を事務局がですね、農業委員会が声をかけてくださいと、捺印をもらってくださいと、そういう改善の事例が出たんですよね。
5番委員	この件はだけでも何度も出てますよ。
7番委員	出てましたよね。
5番委員	農業委員に回せって言えばいいですよ。
事務局	今の森山さんの意見なんですけど、今年なってから意見が出ましたよね。
7番委員	ええ、そうです。
事務局	それについては、農業委員のみなさんに声掛けをしていただいて、あっせんという意味で署名をしていただいております。今後においても、そのようにやっていきたいと考えております。それとですね、なるだけ農業委員・推進委員のみなさんは活動報告にもあるように、畑を年間通して巡回して、そうすることによって、多少は直接農業委員のみなさんにもこの畑を使いたいけどどうしたらいいですか？とかそういう農家との話し合いも出てくると思いますので、活動報告とあわせてやっていただければと思います。
議長	今回あの、勝浦の2件も事務局からうちのほうにあって、記録簿にも記録して。 他に質疑ありませんか？
3番委員	ちょっといいですか？
議長	はい、碩委員。
3番委員	事務局にお願いなんですけど、この前あの電話で申し上げた通り、〇〇さん。
事務局	はいはい。
3番委員	あの件の意向調査についても、こうして誰々にやったよと連絡してもらえればとありがたい。じゃないとこの前、道端でばったり会って、え？そんなことあったの？て私自身も分からなかったの。そういうこともあって、意向調査、この人にやっときますからと一言連絡していただければと。こちらでも対応ができると思うので。いかがでしょうか。
事務局	その意向調査の関係につきましては、直接郵送で所有者の方にお送りしたんですけど、本来ならばですね、農業委員のみなさんのほうにその地区地区担当の農業委

	員さんがいますので、そちらのほうに直接回してもいいことなんですけどね。この意向調査については、農業委員の活動の一環となっておりますので、今回については時間的な関係もありましたから、直接農地の所有者のほうにアンケートを送ったと経緯があります。
3 番委員	〇〇さんのところについては水はけが悪くて農業してません。と私は聞いておるので、だから意向調査というのは本人たちに対してそういう話だからなかなかうまくいなくてやってないのが現状なんですよ。事務局のほうでやってるんだったら農業委員を通してやるのか、事務局が直接送ったならば、こうして送ったよと連絡いただけたらば。共有してもらえたらありがたい。
事務局	はい、できるだけそのようにしたいと思います。
議長	他に質疑ありませんか？質疑ないようですので質疑を終結いたします。 それでは議案第 5 号の採決いたします。議案第 5 号は原案通り賛成の方は挙手願います。 <b>【全員挙手】</b> 挙手多数であります。したがって議案第 5 号は原案通り決定されました。 日程 6、報告第 3 号。事務局のほうから報告をお願いします。
事務局	報告第 3 号、農地転用（農業用施設）届出について 土地の表示 ①「瀬戸内町大字諸鈍字赤原 184 番 2」、畑、298 m <sup>2</sup> 合計 1 筆 298 m <sup>2</sup> 通知者：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 転用事由：農業用倉庫（農機具の保管場所として） 1 棟（40 m <sup>2</sup> ） 参考として ①令和 4 年 10 月総会で農地法第 3 条の規定による許可を受けた土地であります。 ②耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため又はその農地（2 アール未満のものに限る）をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合があります。以上です。
議長	これは報告で終わりたいと思います。日程 7、協議会に入りたいと思います。諸般の報告を事務局からお願いします。
	協議会 (1) 行事予定について (2) その他
事務局	以上を持ちまして、第 2 回農業委員会総会を終わります。 一同 礼

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

令和 5 年 2 月 21 日

署名委員

署名委員